



長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第29号

長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県県税に関する規則の一部改正)

第1条 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 削除」を「第5節 自動車取得税(第69条—第83条の6)」に、「第101条—第116条の2」を「第116条の2」に、第5節の2 軽油引取税(第83条の7—第83条の20)」

「第1節 自動車取得税(第101条—第102条の13)」を「第1節及び第2節 削除」に改める。

第2節 軽油引取税(第103条—第116条)

第4条第4号から第6号までを削り、同条第3号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 鉱区税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項のうち条例第7条及び規則第119条の規定により、知事に提出すべき申告書、申請書その他の書類の受理以外のもの及び証明書の交付に関する事項

第4条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自動車取得税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項のうち条例第7条及び規則第119条の規定により、知事に提出すべき申告書、申請書その他の書類の受理以外のもの及び証明書の交付に関する事項

(3) 軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項のうち、法第144条の7から第144条の9までの規定による元売業者、仮特約業者及び特約業者の指定に関する事項並びに法第144条の35の規定による報告(条例第55条の9第3項の規定による登録特別徴収義務者としての登録がされていない元売業者からのものに限る。)の受理に関する事項

第5条に次の1号を加える。

(3) 軽油引取税に係る徴収金のうち、法第144条の22第4項(法附則第12条の2の4第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。)又は法第144条の25第5項(法附則第12条の2の4第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。)の規定により徴収するもの 免税証を交付した地方事務所の所在地

第14条第3項及び第17条中「第700条の21第2項」を「第144条の29第2項(法附則第12条の2の4第4項の規定により適用される場合を含む。)」に、「によりする」を「により行う」に改める。

第23条第2項中「同令」を削る。

第30条中「同令」を「施行令」に改める。

第33条第1項中「する」を「行う」に改め、同条第2項中「所長(第4条の規定により所長に委任しない事項については、知事に読み替えるものとする。以下第36条、第2章及び第3章においても同様とする。)」を「地方事務所長」に改める。

第36条中「所長」の次に「(第4条の規定により所長に委任しない事項については知事)」を加える。

第41条の2第2項及び第45条中「地方事務所長」を「所長」に改める。

第52条の2の見出し中「事業税」を「事業開始等」に改め、同条中「する」を「行う」に改める。

第53条第1項及び第2項中「(同令)を(施行令)に、「、同令)を「、」に、「及び同令)を「及び」に、「によりする」を「により行う」に改め、同条第3号中「同令)を(施行令)に、「によりする」を「により行う」に改める。

第54条中「第72条の46第4項」を「第72条の46第5項」に、「する」を「行う」に改める。

第66条の6第2項中「附則第10条第12項」を「附則第10条第13項」に改める。

第67条の2第3項中「同令)を(施行令)に改める。

第2章第5節を次のように改める。

第5節 自動車取得税

(特定非営利活動法人が譲り受けた自動車に係る自動車取得税の課税免除の申請)

第69条 条例第44条第2項に規定する規則で定める申請書の提出は、条例第50条に規定する報告書を提出する期限までに、特定非営利活動法人に係る自動車取得税課税免除申請書(様式第92号)に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 定款の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 申請に係る自動車の自動車検査証の写し

(4) 申請に係る自動車が当該法人の特定非営利活動の用に供されるものであることが確認できる書類

(5) 申請に係る自動車が無償で譲り受けたものであることを証する書類

(修正申告書の記載事項等)

第70条 条例第49条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- (2) 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- (3) 自動車の取得年月日
- (4) 自動車の取得の原因
- (5) 自動車の登録番号又は車両番号、種別、用途、車名、型式、類別区分番号及び車台番号
- (6) 自動車の定置場
- (7) 自動車の取得に係るすでに納付の確定した自動車取得税額
- (8) 自動車取得税の課税標準額及び税額
- (9) 前号の自動車取得税額に相当する金額から第7号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額

2 条例第49条第2項に規定する修正申告書は、自動車取得税修正申告書(様式第93号)によるものとする。
(証紙代金収納計器)

第71条 条例第49条第2項の証紙代金収納計器は、収納印のみを表示する計器で自動車取得税の保全上支障がないと知事が認めたもの(以下「収納計器」という。)とする。

2 前項の収納印は、様式第94号によるものとし、著しく汚染し、又は損傷したものは、無効とする。
(収納計器取扱者の指定等)

第72条 収納計器による収納印の表示は、知事の指定を受けた者(以下「収納計器取扱者」という。)が行うものとする。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱者指定申請書(様式第95号)を知事に提出しなければならない。
- 3 収納計器取扱者は、その氏名若しくは名称、取扱場所その他の指定事項を変更しようとするとき又は収納計器の取扱いを廃止しようとするときは、あらかじめ証紙代金収納計器取扱者指定事項変更(廃止)届出書(様式第96号)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、収納計器取扱者がこの規則の規定に違反したときその他収納計器取扱者として適当でないと認めたときは、その指定を取り消すことがある。
- 5 知事は、前項の規定により収納計器取扱者の指定を取り消したときは、その旨を当該収納計器取扱者に通知するものとする。
- 6 知事は、収納計器取扱者を指定したときは、直ちにこれを告示するものとする。指定事項を変更し、若しくは収納計器の取扱いを廃止し、又は指定を取り消したときも同様とする。
(収納計器の取扱い等)

第73条 収納計器取扱者は、収納計器を設置する場所の公衆の見やすい箇所に標札(様式第97号)を掲示しなければならない。

- 2 収納計器取扱者は、収納計器を始動するために必要な票札(以下「始動票札」という。)を県からその始動票札に表示された金額に相当する現金をもって買い受けるものとする。
- 3 始動票札の形式は、様式第98号とする。
- 4 収納計器取扱者は、始動票札に表示された金額を限度として収納計器を使用することができるものとする。
- 5 収納計器取扱者は、条例第49条第1項に規定する申告書又は第70条第2項に規定する自動車取得税修正申告書に記載した金額を超えて収納印を表示した場合において、知事がやむを得ない理由があると認めたときは、当該超える部分に相当する金額の還付を受けることができるものとする。
- 6 収納計器取扱者は、使用済みの始動票札を翌日中に知事に提出しなければならない。
(収納計器使用状況の記帳及び報告)

第74条 収納計器取扱者は、帳簿を備え、次の各号に掲げる事項を当該帳簿に記載し、当該帳簿の使用が終わった日から5年間当該帳簿を保存しなければならない。

- (1) 始動票札の買受け枚数及び使用済み枚数並びにこれらの年月日
- (2) 表示金額及び誤表示金額の日計並びにこれらの年月日

2 収納計器取扱者は、毎月5日までに前月分の収納計器の使用状況について、証紙代金収納計器使用状況報告書(様式第99号)を知事に提出しなければならない。
(始動票札の返還等)

第75条 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札と交換することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 収納計器を変更し、又は廃止したとき。
- (2) 収納計器取扱者の指定を取り消したとき。
- (3) その他知事がやむを得ない理由があると認めたとき。

2 収納計器取扱者は、前項ただし書の規定により、始動票札を返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札との交換を受けようとするときは、始動票札返還(交換)請求書(様式第100号)に、当該返還し、又は交換する始動票札を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により始動票札の提出を受けた場合には、当該提出した者に当該始動票札の未使用額に相当する額から、次条第2項の規定による収納計器取扱手数料の額に相当する額を控除した額を還付し、又は他の始動票札と交換するものとする。

(収納計器取扱手数料)

第76条 県は、収納計器取扱者に対し、始動票札を売り渡すときに収納計器取扱手数料を交付するものとする。

2 前項の収納計器取扱手数料の額は、始動票札に表示された金額に1,000分の8(毎年度4月1日以降の買受け始動票札の価額の累計

額が5億円を超える場合にあつては、5億円を超え10億円以下の部分の価額については1,000分の6、10億円を超える部分の価額については1,000分の5)を乗じて得た金額に相当する額とする。

(収納印の表示に代えて現金を納付する場合の納税済印)

第77条 知事は、条例第49条第3項の規定により現金による納付があつたときは、同条第1項に規定する申告書又は第70条第2項に規定する自動車取得税修正申告書に納税済印を押印するものとする。

2 前項の納税済印は、様式第101号による。

(自動車取得税の徴収猶予)

第78条 条例第51条第2項の規定による徴収の猶予は、自動車取得税徴収猶予承認(不承認)通知書を交付して行うものとする。

2 条例第51条第4項の規定による徴収の猶予の取消しは、自動車取得税徴収猶予取消通知書(様式第102号)を交付して行うものとする。

(自動車取得税の還付)

第79条 条例第51条第5項の規定による申請は、自動車取得税還付申請書(様式第103号)により行うものとする。

2 条例第51条第5項の規定による還付は、自動車取得税還付承認(不承認)通知書を交付して行うものとする。

(徴収猶予申告書の記載事項等)

第80条 条例第51条第7項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申告をする者の氏名又は名称及び住所
- (2) 譲渡担保財産である自動車の登録番号又は車両番号、車名、型式、類別区分番号及び車台番号
- (3) 譲渡担保財産である自動車の取得(譲渡担保財産の設定)年月日
- (4) 譲渡担保財産である自動車の移転(譲渡担保財産の被担保債権消滅)予定年月日
- (5) 譲渡担保財産の設定者の氏名又は名称及び住所
- (6) 徴収の猶予を受けようとする金額

2 条例第51条第7項に規定する申告書は、自動車取得税徴収猶予申告書(様式第104号)によるものとする。

(自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第81条 条例第52条第1項の規定による還付又は納付義務の免除は、自動車取得税還付(納付義務免除)承認(不承認)通知書を交付して行うものとする。

(還付又は納付義務免除の申請書の記載事項等)

第82条 条例第52条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請をする者の氏名又は名称及び住所
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号、車名、型式、類別区分番号及び車台番号
- (3) 自動車の取得年月日
- (4) 自動車の返還年月日
- (5) 自動車販売業者の氏名又は名称及び住所
- (6) 還付を受けようとする金額

2 条例第52条第2項に規定する申請書は、自動車取得税還付(納付義務免除)申請書(様式第103号)によるものとする。

(自動車取得税の減免の範囲)

第83条 条例第53条第1項第2号の規定により減免の対象となる自動車の取得は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 身体障害者に係る減免 別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、同表の右欄に掲げる障害の程度に該当する身体障害者(以下この条及び第85条の4において「別表第3に該当する身体障害者」という。)又は当該身体障害者と生計を一にする者の自動車の取得
 - (2) 知的障害者に係る減免 別に定める基準により重度と判定された知的障害者(以下この条及び第85条の4において「重度の知的障害者」という。)又は当該知的障害者と生計を一にする者の自動車の取得
 - (3) 精神障害者に係る減免 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である精神障害者のうち重度の知的障害者以外のもの(以下この条及び第85条の4において「重度の精神障害者」という。)又はその者と生計を一にする者の自動車の取得
- 2 条例第53条第1項第3号の規定により減免の対象となる自動車の取得は、別表第3に該当する身体障害者、重度の知的障害者又は重度の精神障害者の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴そうその他別に定める装置を備えた自動車の取得とする。

3 条例第53条第1項第4号の規定により減免の対象となる自動車の取得は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車 別表第3に該当する身体障害者、重度の知的障害者又は重度の精神障害者の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴そうその他別に定める装置を備えた自動車の取得
- (2) 身体障害者が運転するための構造を有する自動車 別表第3に該当する身体障害者が運転するために、当該身体障害者の運転免許証に記載されている運転免許の条件に応じた操縦装置を備えた自動車の取得

4 条例第53条第1項第5号の規定により減免の対象となる自動車の取得は、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になったため知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線(以下「生活交通路線」という。)が廃止された場合において輸送目的が当該廃

止された路線の運行系統の輸送目的と同じバス路線（以下「代替路線」という。）を運行する一般貸切用バスの取得とする。

5 条例第53条第1項第6号の規定により減免の対象となる自動車の取得は、同号に規定する災害がやんだ日から3月以内に取得した自動車の取得で、別に定める要件に該当するものとする。

6 条例第53条第1項第8号の規定により減免の対象となる自動車の取得は、公的医療機関がする救急自動車及びへき地巡回診療のために使用する自動車の取得とする。

第83条の2 条例第53条第1項第2号に該当する自動車の取得に対する同条第1項に規定する別に定める基準により減免することができる自動車取得税の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 当該自動車の取得に対する自動車取得税の額

(2) 250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額を加算した額に前号の自動車取得税の税率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

（減免申請書の記載事項）

第83条の3 条例第53条第2項に規定する規則で定める減免申請書の記載事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第53条第1項第1号の減免

ア 減免を受けようとする者の名称及び所在地

イ 自動車の登録番号又は車両番号、種別、用途及び使用目的

ウ 自動車取得税の課税標準額及び税額

エ 自動車の取得年月日

オ 減免を受けようとする事由

(2) 条例第53条第1項第2号の減免

ア 減免を受けようとする者の氏名及び住所

イ 前号のイからオまでに掲げる事項

ウ 身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造に関する事項

エ 身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額及びその内訳

オ 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

カ 減免を受けようとする者と身体障害者等との関係

キ 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係

ク 身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳、知的障害者に係る手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害の程度及び障害名（身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の場合に限る。）

ケ 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件

(3) 条例第53条第1項第3号の減免

ア 減免を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

イ 第1号のイからオまでに掲げる事項

ウ 身体障害者等の利用に供するための構造に関する事項

エ 自動車を専ら利用する者の範囲

(4) 条例第53条第1項第4号に規定する身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車の取得に係る減免

ア 前号のアからウまでに掲げる事項

イ 身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額及びその内訳

(5) 条例第53条第1項第4号に規定する身体障害者が運転する自動車の取得に係る減免

ア 第3号のア及びイに掲げる事項

イ 身体障害者が運転するための構造に関する事項

ウ 身体障害者が運転するための構造変更に要した金額及びその内訳

エ 自動車を専ら運転する者の氏名及び住所、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度、運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件

(6) 条例第53条第1項第5号の減免

第3号のア及びイに掲げる事項

(7) 条例第53条第1項第6号の減免

ア 第3号のア及びイに掲げる事項

イ 災害を受けた年月日及び災害がやんだ年月日

ウ 災害を受けた自動車の登録番号又は車両番号、種別及び用途

(8) 条例第53条第1項第7号の減免

第3号のア及びイ並びに前号のイに掲げる事項

(9) 条例第53条第1項第8号の減免

第1号に掲げる事項

（減免申請書の提出期限）

第83条の4 条例第53条第2項に規定する知事が定める期日は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第53条第1項第1号から第6号まで又は第8号の規定による場合 条例第49条第1項又は法第123条第1項の規定による申告書を提出した日から30日。ただし、法第129条第1項又は第2項の規定により更正又は決定がされた場合における税額にあつては、当該更正又は決定による税額の納期限

(2) 条例第53条第1項第7号の規定による場合 災害がやんだ日から30日以内。ただし、法第129条第1項又は第2項の規定により更正又は決定がされた場合における税額にあつては、当該更正又は決定による税額の納期限
(更正又は決定の通知)

第83条の5 法第129条第4項、第132条第4項又は第133条第4項の規定による通知は、自動車取得税更正(決定)通知書(様式第105号)により行うものとする。

(不足税額又は加算金額の納額告知)

第83条の6 法第130条第1項若しくは第2項の規定による自動車取得税に係る不足税額若しくは延滞金額、法第132条第1項若しくは第2項本文の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第133条第1項若しくは第2項の規定による自動車取得税に係る重加算金額を徴収する場合における納額告知は、前条の規定による通知書にそれぞれ併記して行うものとする。ただし、法第132条第2項の規定により自動車取得税に係る不申告加算金額だけを徴収する場合における納額告知については、自動車取得税不申告加算金決定通知書(様式第106号)により行うものとする。

2 前項の通知書に指定すべき過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額の納期限は、当該通知の日から1月を経過する日とする。

第2章第5節の次に次の1節を加える。

第5節の2 軽油引取税

(炭化水素油製造の届出書等)

第83条の7 条例第55条第3項に規定する届出書は、ブレンド油製造届出書(様式第107号)によるものとする。ただし、同項の特約業者又は元売業者が第83条の18に規定する承認申請書(施行規則第8条の42第1項に規定する様式の申請書に限る。)を提出する場合には、当該申請書をもってこれに代えることができる。

(保全担保の提供命令)

第83条の8 施行令第43条の14第4項において準用する施行令第6条の11第1項の規定及び法第144条の20第2項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供を命ずる文書は、軽油引取税保全担保(増担保)提供命令書(様式第108号)によるものとする。

(保全担保の提供等)

第83条の9 施行令第43条の14第4項において準用する施行令第6条の10第1項又は第2項の規定による担保の提供は軽油引取税保全担保(増担保)提供書(様式第109号)を、同条第3項の規定による担保の提供は軽油引取税に係る徴収金の保証書(様式第110号)を提出して行うものとする。

2 施行令第43条の14第2項の規定による承認は、申請に基づいて軽油引取税保全担保の分割提供承認(不承認)通知書を交付して行うものとする。

3 前項の申請をしようとする者は、軽油引取税保全担保の分割提供承認申請書(様式第111号)を所長に提出するものとする。

(特別徴収義務者の登録申請等)

第83条の10 条例第55条の9第1項又は第4項の規定による申請は、軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更)申請書(様式第112号)により行うものとする。

2 条例第55条の9第3項又は第7項の規定による通知は、軽油引取税特別徴収義務者登録(登録削除)通知書により行うものとする。

3 条例第55条の9第5項の規定による申請は、軽油引取税特別徴収義務者登録削除申請書(様式第113号)により行うものとする。

4 条例第55条の9第8項に規定する証票は、施行規則第8条の28第2号に規定する様式の証票によるものとする。

5 前項に規定する証票の交付を受けた者は、これを亡失し、又は損傷したときは、遅滞なく、その理由を記載した文書をもって所長に届け出なければならない。この場合において、その理由が損傷に係るものであるときは、当該証票を添えてしなければならない。

(免税軽油使用者証の書換申請)

第83条の11 条例第55条の10第5項(条例附則第17条の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、免税軽油使用者証書換申請書(様式第114号)に当該免税軽油使用者証を添えて提出しなければならない。

(報告書の提出期限の特例が適用される者)

第83条の12 条例第55条の13第2項(条例附則第17条の4第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 免税証の交付を受けた日前1年間における免税軽油の使用数量が50キロリットル未満である者

(2) 国又は地方公共団体の機関の長

(3) 免税証の不正譲渡及び免税軽油の用途外使用のおそれがないものとして当該免税軽油使用者証を交付した地方事務所長が特に認める者

(徴収猶予の申請書)

第83条の13 条例第55条の14(条例附則第17条の4第3項において読み替えて適用される場合を含む。)に規定する申請書は、軽油引取税徴収猶予申請書(様式第114号の2)によるものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認の通知)

第83条の14 法第144条の30第3項の規定による通知は、軽油引取税徴収不能額等納入義務免除(還付)承認(不承認)通知書により行うものとする。

(軽油の返還の届出書等)

第83条の15 条例第55条の16第1項に規定する書面は、軽油戻入届出書(様式第114号の3)によるものとする。

2 条例第55条の16第2項に規定する還付申請書は、軽油引取税還付申請書(様式第114号の4)によるものとする。

(免税用途使用に伴う申請書)

第83条の16 条例第55条の17第1項(条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する申請書は、軽油引取税の納入免除(還付)申請書(様式第114号の5)によるものとする。

(免税の承認申請書等)

第83条の17 条例第55条の18第1項(条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する承認申請書は、免税軽油承認申請書(様式第114号の6)によるものとする。

2 条例第55条の18第2項(条例附則第17条の4第2項において準用する場合を含む。)に規定する承認書は、免税軽油承認(不承認)書による。

(製造等の承認申請書)

第83条の18 条例第55条の21第1項に規定する承認申請書は、施行規則第8条の42第1項、第3項又は第4項に規定する様式の申請書によるものとする。

(更正、決定の通知)

第83条の19 法第144条の44第4項(法附則第12条の2の4第4項の規定により適用される場合を含む。)又は法第144条の47第4項若しくは法第144条の48第4項の規定による通知は、軽油引取税更正(決定)通知書(様式第115号)により行うものとする。

(不足金額、加算金額の納額告知)

第83条の20 法第144条の45第1項(法附則第12条の2の4第4項の規定により適用される場合を含む。)若しくは法第144条の45第2項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による軽油引取税に係る不足金額若しくは延滞金額、法第144条の47第1項又は第2項本文の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額及び法第144条の48第1項若しくは第2項の規定による軽油引取税に係る重加算金額を徴収する場合における納額告知は、前条の規定による通知書にそれぞれ併記して行うものとする。ただし、法第144条の47第2項の規定により軽油引取税に係る不申告加算金額だけを徴収する場合における納額告知については、軽油引取税不申告加算金決定通知書(様式第115号の2)により行うものとする。

2 前項の通知書に指定すべき過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額の納期限は、当該通知の日から15日を経過した日とする。

第84条の2及び第84条の3を次のように改める。

(自動車税に係る証紙代金収納計器による収納印の表示等)

第84条の2 第71条から第76条までの規定は、条例第61条第3項の証紙代金収納計器による収納印の表示その他当該証紙代金収納計器の取扱いについて準用するものとする。

第84条の3から第84条の7までを削る。

第84条の8中「様式第116号」を「様式第101号」に改め、同条を第84条の3とする。

第85条の4第1項を削り、同条第2項第1号中「の左欄に掲げる障害の区分に応じ、同表の右欄に掲げる障害の程度」及び「(次項において「別表第3に該当する身体障害者」という。)」を削り、同項第2号中「別に定める基準により重度と判定された知的障害者(以下この条において「」及び「」という。)」を削り、同項第3号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である精神障害者のうち重度の知的障害者以外のもの(次項において「」及び「」という。)」を削り、同項を同条第1項とし、第3項を同条第2項とし、同条第4項第1号中「知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線(以下「」及び「」という。)」を削り、同項第2号中「輸送人員の減少等により運行の維持が困難になったため生活交通路線が廃止された場合において、輸送目的が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じバス路線(以下「」及び「」という。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「(昭和26年法律第185号)」を削り、同項を同条第5項とする。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第101条から第116条まで 削除

第116条の4中「地方事務所長」を「所長」に改める。

第118条中「第98条」の次に「、第140条、第144条の55」を加え、「、第699条の29、第700条の44」を削る。

別表第3中「第85条の4、第102条の9の2関係」を「第83条、第85条の4関係」に改める。

様式第8号の一般用の第3片の備考の3の表中

普通用	第 号	固定資産税 (大規模償却資産)	第1期分	償却資産の種類		納付額	納 期	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				価	円				
普通用	第 号	固定資産税 (大規模償却資産)	第1期分	課税標準額	円	納付額	納 期	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				税	100				
普通用	第 号	固定資産税 (大規模償却資産)	第1期分	算出税額	円	納付額	納 期	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				徴収税額	円				
普通用	第 号	固定資産税 (大規模償却資産)	第1期分	課税標準額	円	納付額	納 期	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				税	100				
普通用	第 号	固定資産税 (大規模償却資産)	第1期分	算出税額	円	納付額	納 期	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				徴収税額	円				
普通用	第 号	軽油引取税	随時分	課税標準	リットル	納付額	納 期	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				税	円				
普通用	第 号	軽油引取税	随時分	算出税額	円	納付額	納 期	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				徴収税額	円				

を

軽油引取税	第 号	軽油引取税	随時分	課税標準	リットル	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				税	円			
				算出税額	円			
固定資産税(大規模償却資産)	第 号	固定資産税 (大規模償却資産)	第1期分	償却資産の種類		長野県 地方事務所	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				価	円			
				課税標準額	円			
				税	率			
				算出税額	100			
				徴収税額	円			
仮算定用 固定資産税(大規模償却資産)	第 号	固定資産税 (大規模償却資産)	仮算定分	償却資産の種類		長野県 地方事務所	長野県 地方事務所	長野県 地方事務所長
				価	円			
				課税標準額	円			
				税	率			
				算出税額	100			
				徴収税額	円			

に改める。
様式第10号の一般用の裏面の備考の2の表中